

見本 従業員へのお知らせ文書です。ご自由にお使い下さい

従業員の皆様へ

平成27年11月吉日
会社名
担当名

マイナンバーの会社提出のお願い

毎日のお仕事お疲れ様でございます。

マイナンバー制度が来年1月よりスタートすることになりました。マイナンバー制度は、税、社会保障、災害の分野で活用され、全国民に付される番号です。本人にとってとても重要な番号ですので大事に取り扱い保管管理するようにして下さい。

会社においては、税や社会保障の面から本人の番号が、年末調整や社会保険の手続きに必要となるため、「平成28年分の扶養控除等(異動)申告書」とあわせて「マイナンバー通知カード」を会社へ提示していただくことになります。確認後は本人に直接返却します。

- 一、今年の10月から順次「マイナンバー通知カード」が送付されます。
- 二、マイナンバー通知カードは、なくさないように保管し、通知カードを会社に提示するようお願いします。又扶養親族がいる場合は「扶養親族異動申告書」に親族のマイナンバーの記載も必要になります。
- 三、マイナンバーは、法で定められた目的以外は他人に教えたり、他人のマイナンバーを聞いたりすることも出来ません。

マイナンバーは、一生付番され行政の手続きの際にも使用されますので**紛失厳禁**です。不明な点があれば担当者までお問い合わせ下さい。

マイナンバーが自宅に届いたら、会社へのマイナンバー提示のご協力を宜しくお願い致します。